

AI・生成AI活用に関する法律知識とリスク管理【オンラインライブ】 (4126052)

AI、生成AIを自社の業務や社内システムに利用する場合、自社サービスとして提供する場合の法律知識を学びます。

開催日時	2026年4月24日(金) 13:00-17:00ライブ配信
JUAS研修分類	共通業務(契約・法務・コンプライアンス)、データ・AI活用・技術動向(AI・新技術 検証)
カテゴリー	共通業務(契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理)・セキュリティ・システム監査 専門スキル
DXリテラシー	How(データ・技術の活用):留意点
講師	尾城亮輔 氏 (尾城法律事務所 弁護士) ITストラテジスト、ソフトウェア開発技術者、基本情報処理技術者 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン」検討会 作業部会構成員
参加費	JUAS会員企業/ITC:23,650円 一般:30,250円(1名様あたり 消費税込み、テキスト込み)【受講権利枚数1枚】
会場	オンライン配信(指定会場はありません)
対象	初級
開催形式	講義
定員	25名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。(2時間1ポイント)
ITCA認定時間	4

主な内容

■受講形態

ライブ配信 (Zoomミーティング) [【セミナーのオンライン受講について】](#)

■テキスト

開催7日前を目途にマイページ掲載

■開催日までの課題事項

特になし

AI、生成AIを自社の業務や社内システムに利用する場合、自社サービスとして提供する場合の法律知識を学びます。

◆主な内容

第1部 AIと生成AIについての法律知識

1. AI開発契約の特徴
2. データについて知っておくべき法律知識
3. AI開発の知的財産権
4. AIの品質保証
5. AI利用契約

第2部 生成AIと著作権

1. 著作権法30条の4
2. 生成AIの利用と著作権侵害

第3部 AI活用と個人情報保護法

1. 個人情報保護法とは
2. 個人情報・個人データの範囲
3. 個人情報保護法の主な規定
4. 生成AIと個人情報保護法

第4部 AIの実際業務への利用と留意点

1. 生成AIを自社の業務フロー／社内システムに組み込む場合

- (1) 事例
- (2) 企業として注意すべきことは何か
- (3) 生成AIサービス提供会社の利用規約には何が書いてあるか

2. 生成AIやその出力結果を自社サービスとして提供する場合

- (1) 事例
- (2) 企業として注意すべきことは何か
- (3) 利用規約作成のポイント

<参加者の声>

- ・AI・生成AI活用に関する法律知識とリスク管理についての関心事項を幅広くカバーする内容だった。
- ・具体的なケースを多数ご紹介いただき、また、そのケースがとても分かりやすかった。
個人情報保護法については「法」であるため、難しい言葉で書かれていたり、
ご説明を受ける際も難しい言葉で解説されることが多いが、受け手にわかりやすい言葉をチョイスしていた。